

社保シリーズ

# CAD/CAM冠の取り扱い

3

社保研究部

今年4月の診療報酬改定で、CAD/CAM冠が保険導入された。CAD/CAM冠はFMCと比べ、強度の面では劣るものの、審美性の面では勝る。一方、審美性で同等のHJCと比べて、強度が勝っている。また、金属アレルギーなどのリスクも回避できるメリットもある。単冠での修復に限られてはいるが、トータルで考えて患者に勤める医療機関が増えている。

今回は、症例ではなく、点数比較や、届出要件について改めて整理してみた。

## 1. CAD/CAM冠の点数比較

小臼歯部のCAD/CAM冠、HJC(光重合)、FMC(金パラ)にかかる点数は下記のとおりで、基本診療料や医学管理料を除く合計点数は、CAD/CAM冠が2,752点で、HJCの約1.8倍、FMCの約2.2倍になる。

### 小臼歯部への単冠修復の点数比較(失PZ、レジンコアの場合)

	CAD/CAM冠	HJC(光重合)	FMC(金パラ)
レジンコア	147	147	147
失PZ	166	166	166
・形成加算	470	—	—
連合印象	62	62	62
咬合採得	16	16	16
装着料	45	45	45
・装着加算	45	—	—
装着材料料	17	17	17
補管	100	100	100
冠	1,684	969	726
本体・技術料	1,200	750	454
材料料	484	219	272
合計	2,752	1,522	1,279

CAD/CAM冠との点数差	1,230	1,473
---------------	-------	-------

## 2. 算定要件

告示

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット(歯科用CAD/CAM装置)を用いて、小臼歯に対して歯冠補綴物(全部被覆冠に限る)を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

留意事項通知

(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット(歯科用CAD/CAM装置)を用いて、小臼歯に対して歯冠補綴物(全部被覆冠に限る)を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

(2) CAD/CAM冠とは、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて間接法により製作された歯冠補綴物をいう。

(3) 特定保険医療材料料は別に算定する。

その他、当該技術に係る歯冠形成、印象採得、装着等についても評価を行う。

施設基準

1) 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。

2) 保険医療機関内に歯科技工士が配置されていること。なお、歯科技工士を配置していない場合にあつては、歯科技工所との連携が図られていること。

3) 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていること。なお、保険医療機関内に設置されていない場合にあつては、当該装置を設置している歯科技工所と連携が図られていること。

### 【CAD/CAM冠に関する疑義解釈】

疑義解釈資料の送付について(その1) 2014年3月31日事務連絡

(問21) 保険医療機関が、医療機器として届け出たCADを設置しているA歯科技工所及び医療機器として届け出たCAMを設置しているB歯科技工所に対して連携が確保されている場合は、当該技術に係る施設基準を満たしていると考えてよいか。

そのとおり。この場合は、届出様式の備考欄にCADを設置している歯科技工

所名及びCAMを設置している歯科技工所名がそれぞれ分かるように記載(例:〇〇歯科技工所(CAD装置))し、当該療養に係る歯科技工士名を記載する。

(問22) 互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置とは、CAD/CAM冠用材料装着部の変更又は加工プログラムの改修(追加、変更)により、複数企業のCAD/CAM冠用材料に対応できる装置も対象になると考えてよいか。

そのとおり。

(問23) 保険医療機関内に歯科技工士が配置されているものの、歯科用CAD/CAM装置が設置されていないために、歯科用CAD/CAM装置を設置している他の歯科技工所と連携している。この場合は、保険医療機関内の歯科技工士及び連携している歯科技工所の歯科技工士の氏名をそれぞれ届出様式に記載する必要があるのか。

保険医療機関内の歯科技工士名の記載は不要である。保険医療機関が連携している歯科用CAD/CAM装置を設置している歯科技工所名及び当該療養に係る歯科技工士名を記載する。

疑義解釈資料の送付について(その4) 2014年4月23日 事務連絡

(問5) CAD/CAM冠について、歯科用CAD/CAM装置を有していない歯科技工所の関わり如何。

稀なケースと想料されるが、仮に歯科技工を行う場合は、歯科技工指示書により歯科医師がその旨を記載するとともに、届出にあたっては歯科用CAD/CAM装置を設置する歯科技工所を含め、全ての歯科技工所に関する内容及び当該装置を設置している歯科技工所(例:A歯科技工所:装置設置)が分かるように記載する。

(問6) CAD/CAM冠の施設基準の届出において、単なるスキニングのみを行う装置をCAD装置として届出を行うことはできるか。

できない。CAD装置とは、コンピュータ支援設計により歯冠補綴物の設計を行うためのソフトウェアが具備され、医療機器として届出が行われた装置をいう。

## 3. 届出書類と記載の注意点

近畿厚生局指導監査課に下記の書類をそれぞれ2通作成し、届け出る(郵送可)。  
〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22大江ビル8階

- 1) 特掲診療料の施設基準に係る届出書…①届出事項に「CAD/CAM冠」と記載する。②上段右の「届出番号」欄は記載不要。③最下段左は「近畿厚生局長殿」。
- 2) CAD/CAM冠の施設基準届出書添付書類…①常勤の歯科医師の経歴欄の記載は、保険医の勤務年数や開業年数が分かればよい。②技工士名や装置の届出番号などは、技工所が予め様式に印刷しているのでそれを活用すればよい。③1枚の添付書類に書ききれない場合は2枚以上添付してもよい。

## 4. 取り扱い技工所の変更時などの届出

CAD/CAM冠の外注技工所が追加された場合など、届出内容に変更が生じたときも、初回の届出と同じように「特掲診療料の施設基準に係る届出書」※および「CAD/CAM冠の施設基準届出書添付書類」を2通ずつ作成し指導監査課に提出する。

※近畿厚生局指導監査課は、「特掲診療料の施設基準に係る届出書」の余白に「技工所の変更」など初回の届出と区別できるよう記載協力を求めている。届出様式は下記からダウンロードできる。

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iryo\\_shido/h26-sisetsukijun-yousiki-tokkei.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iryo_shido/h26-sisetsukijun-yousiki-tokkei.html)

### 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	届出番号	記載不要
連絡先 担当者氏名: 電話番号:		
(届出事項) [CAD/CAM冠] の施設基準に係る届出		
開設者名		印
近畿厚生局長 殿		
備考1 [ ] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、正副2通提出のこと。		

### 様式50の2 CAD/CAM冠の施設基準届出書添付書類

- 1 当該療養に係る常勤の歯科医師の氏名等

常勤歯科医師の氏名	経歴(経験年数を含む。)

- 2 当該療養に係る歯科技工士の氏名等(略)
- 3 当該療養に係る医療機関の体制状況等(略)